

## 令和6年度第5回

### 朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（精神包括ケア）

#### 次 第

日 時 令和7年1月27日（月）  
午前10時00分から  
会 場 朝霞市役所 別館5階 大会議室（手前）

#### 1 開 会

#### 2 議 題

- （1）長期入院患者の退院促進に関する報告
- （2）窓口アンケートと事業者アンケートの報告について
- （3）現状の確認と今後の取組について
- （4）その他

#### 3 閉 会

令和7年1月27日(月)

令和6年度第5回朝霞市障害者自立支援協議会専門部会(精神包括ケア) 専用メモ

※部会での話の中で気になったこと・思いついたことなど、記録用に自由にご記入ください。

皆さんのメモが、今後の部会の進展の足掛かりになるかもしれません。

議題(1)長期入院患者の退院促進に関する報告

議題(2)窓口アンケートと事業者アンケートの報告について

議題(3)現状の確認と今後の取組について

議題(4)その他

\*自由欄\*

差し支えなければ、メモをご提出いただくか、コピーを取らせてください。よろしくお願いいたします。

過去の会議や事例検討等で出た意見を  
まとめたシート

### 地域資源

- ・専門の集いの場があるとよい
- ・サポーターや専門の相談先が欲しい
- ・気軽に相談できる支援体制
- ・ピアサポート等

### 普及・啓発

- ・多くの事業所に地域課題を共通認識してもらう
- ・地域の方々に対する理解を深めていく機会を作っていく

### 社会参加

- ・支援の谷間を埋める朝霞独自のサービスを作り、障害者が安心して暮らせるまちづくり
- ・体制の見える化、朝霞市の相談窓口、福祉施設の現状のネット公開、更新

### 自助・共助

- ・周りの人を気にし合える地域づくり
- ・困っている人を見つける仕組み
- ・ひきこもり支援の充実、早期発見

### 切れ目のない支援

- ・サービス利用に関わらず、本人と繋がっていただける機関や仕組みがあるとよい
- ・支えるチームのつながりの強さ
- ・支援機関の横のつながり（個別支援会議）
- ・関係機関で困りごとを相談し合える機会（困りごとを抱えない）
- ・役割を事業所内で共有し、キーマンが不在でも役割を果たせる仕組み
- ・「地域で詳しく知っているのはこの人」という形での動きは長期的には難しいのでは

### 本人主体の仕組み

- ・ワンストップ窓口（たらい回し×）
- ・本人と繋がれる仕組み
- ・複数の窓口で相談対応できる

### スキルアップ

- ・ネットワークを構築し、専門家のところまで「きちんとつなげる」
- ・障害者の困りごと（たらい回しにならないよう）的確にリファーする
- ・支援者個々の知識の積み上げが必要。（人事異動は避けられない）
- ・一人一人のスキルアップと連携が肝心。事例を通して学んではどうか。
- ・多職種の関係者で事例検討会を行う。個別ケースから見える地域課題を抽出し、そこから朝霞に足りないもの、必要なものが見えてくる。
- ・個別事例を共有していく会が必要では。精神部会のサブ会議があるとよい。
- ・相談福祉事業所へ向けた精神障害者を理解するための研修を充実させる

### ネットワーク

- ・保健所との関係強化により、アウトリーチの促進と連携強化をする
- ・気軽に話し合える関係。普段からの各機関同士の関係づくりも必要。
- ・関係機関の連携の強化、顔の見える関係が必要。
- ・事業者間のつながりを持つこと
- ・事業所交流会みたいなものがあるとよい。
- ・児童の要対協のような物があるとよい。
- ・長寿はつつつ課、地域包括との連携で情報収集をし、「にも包括」に活用できることを調査、既存のネットワークに参加させてもらう。

→

- ・支援機関の力UPによりサービスの充足につながる
- ・退院支援
- ・就労支援

### 情報の統括（共有・集約）

- ・情報共有が簡便にできるとよい。
- ・現在、情報共有の継続がづらい。
- ・ケースの情報を共有できる仕組みがあるとよい。
- ・相談窓口や関係機関が多くても、情報集約するマネジメント機関は1つの方がいいのでは。
- ・過去に精神事例のケースレビューを行っていた。

### 市の意識

- ・行政課題と地域課題を明確にする（国・県の指示によるもの、朝霞市だからこそ課題）

# ASAKA おかえりプロジェクト報告書

令和6年11月20日  
朝霞市障害福祉課

## プロジェクトについて

朝霞に住所がある精神病棟の長期入院患者の方が、退院後に安心して朝霞で生活ができるよう支援するためのプロジェクトです。また、退院支援を通して、朝霞の課題(地域課題・個別課題)を把握し、ケース対応に生かしていきます。今年度は会議を2回開催しています。



プロジェクトメンバー：朝霞病院、市内相談支援事業所、朝霞市社会福祉協議会、朝霞保健所、朝霞市障害福祉課

## 対象者

朝霞病院の入院患者のうち、ADL や症状から見て、退院できる可能性がある方を病院側で選定していただき、最終的に1名を対象としました。

## 支援方法と進捗状況

退院を目標とした場合、支援に時間がかかることが想定されます。退院までのアプローチから地域定着までは動いてみないと分からないことが多く、対象者と丁寧に面談を行う中で対応と課題抽出を検討することとしました。

8月に対象者と面談を実施し確認しましたが、退院後はグループホームの入所を希望されており、在宅で一人暮らしの予定はないとのことでした。現在、グループホーム入所に向けて支援をしているところです。

在宅ではなくグループホームを選択された理由としては、本人に一人暮らしの経験がないことや、家を借りることの困難さ、金銭面での負担などが挙げられました。

## 今後の課題

朝霞市内には精神障害に特化したグループホームが少ないことから、結果として他市の資源を案内する状況になります。そこで、朝霞の地域課題として、在宅で安心した生活を送るにはどうしたらよいのか、在宅に戻れない理由を手掛りに今後も検討を重ねていきたいと思えます。

地域に戻るにあたっては色々な選択肢があるため、本人にとって一番良い選択ができるよう、引き続き支援を続けていきます。また、朝霞病院だけでなく、菅野病院の長期入院患者の退院支援についても、ケースの共有を図り支援を実施していく予定です。

### 在宅に戻れない理由とは？

- ① 入院していると生活の全てを手配してもらえる状況であり、自宅に帰るという思考にならないのではないかと？
- ② 入院していると相談できる環境がなく、情報を得る場所がないのではないかと？
- ③ 地域での生活をする上で、住居・金銭面・社会資源・相談できる場所・生活援助などの問題など、安心して退院できる環境が整っていないことが問題か？
- ④ 市の課題？
- ⑤ ケース自身の課題？

今後も検討していきます

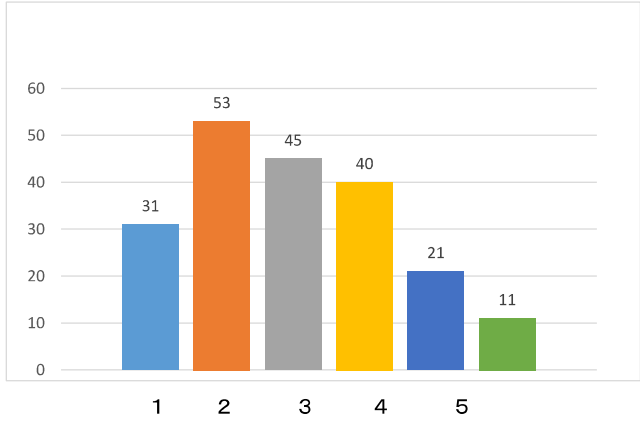
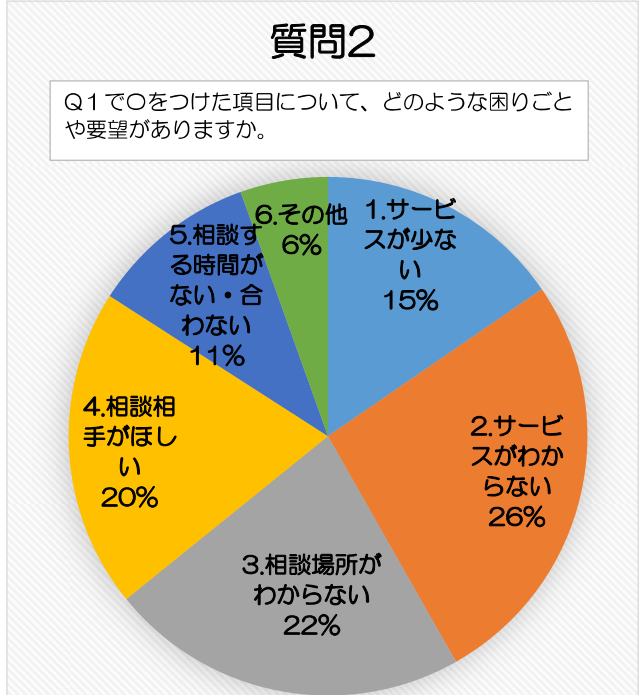
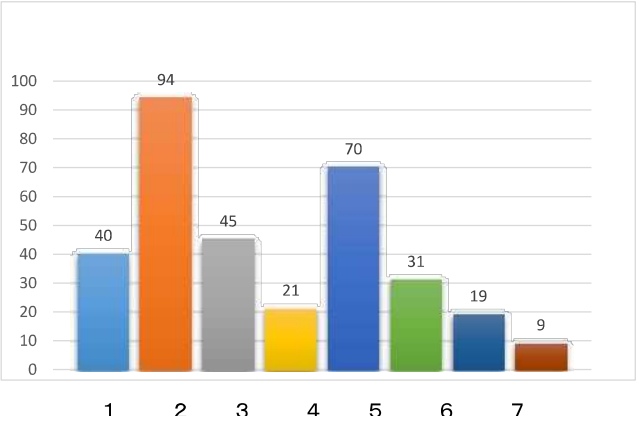
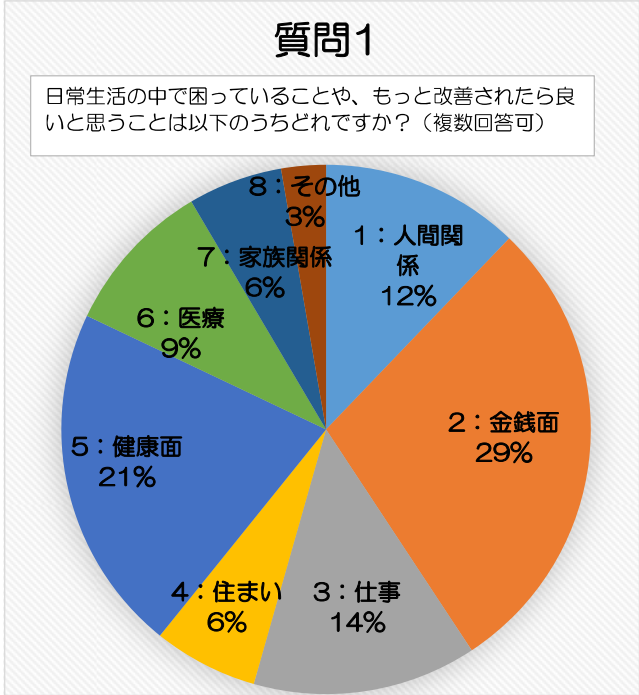




# 朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（精神包括ケア部会）アンケート集計表

アンケート回収数： 176 名

番号	選択項目	回答数
質問1	1：人間関係	40
	2：金銭面	94
	3：仕事	45
	4：住まい	21
	5：健康面	70
	6：医療	31
	7：家族関係	19
	8：その他	9
質問2	1.サービスが少ない	31
	2.サービスがわからない	53
	3.相談場所がわからない	45
	4.相談相手がほしい	40
	5.相談する時間がない・合わない	21
	6.その他	11



## 質問3 より具体的なお困りごとや、改善を希望したいことはなんですか？

### 金銭面

- ・市でどのような補助をしているか分かればいいのになと思います。
- ・生保受給中です。昔と比べ通信費等が加わり、金銭的に苦しいです。
- ・国・県で金銭面での保証をしてほしい。
- ・市からの支給
- ・一人暮らしで年金のみの収入なので、マンション費用がちょっと苦しい。
- ・もらう金銭が決まっているのもっとほしいです。
- ・物価高騰により、お金のやりくりが厳しい。
- ・介護支援してもらうにも経済的に負担が大きい。
- ・手取りがなかなか増えない。物価高がきついです。

### 仕事面

- ・転職イベント等を市が行ってくれば興味があります。
- ・労働問題を相談できる市の窓口があれば知りたい。
- ・今の自分にできる仕事が見つかるとう助かります。 ・働くところがない。
- ・仕事を探してハローワークへ行きましたが、求人が少なく希望の職種がありませんでした。
- ・天候により体調にばらつきがあり働けない。
- ・仕事の定着支援などが使えず困ったときに社内の人以外で相談ができないことがネック。
- ・本当の意味で仕事について相談できるところがほしい。
- ・稼げる仕事がない。障害者枠だとやりがいのない単純作業が多い。
- ・休職に入った場合のサポートがほしいと思いました（金銭面において）。あるのかもしれませんが。
- ・バイトを探そうにも、一人暮らしでフルタイムでないとうあやしまれて、「お金は大丈夫なんですか」等聞かれる。年金をもらっているのは隠しているの言えず、言っても不採用となる。（面接で精神のことを言うと落とされる。障害者雇用は倍率が高すぎる等）

### 困りごと

- ・介護をしているので自分の時間が取れない。
- ・被害妄想があるので心配事が多いように思える。
- ・ひきこもりの子どもが二人いるので、自分がかもっと老いた時どうすればよいかかわからない。
- ・両親が高齢のため困っています。
- ・気候が不安定だと気分まで落ち込みがちになり人と会ったり話すのがおっくうになるから改善したい。
- ・通院で生活サポートを利用する際、思うように予約が取れず利用できないことが多い。改善を希望します。
- ・手帳の申請に必要なものをメモにして教えてほしい。簡潔に。
- ・人の目が気になり、ほとんど外出できない。
- ・精神科デイケア・デイサービスや精神科訪問看護の利用を検討しているが、病院と行政との往復になってしまい、メンタル・体力共に疲れてしまいなかなかサービス利用までたどり着けない。難しいとは思いますが、相談先まで一本でサービス利用までできるようにしてほしい。
- ・賃貸の戸建て住宅が足りない。現在マンションに住んでいるが、夜中の独語が時折あるので、隣の住人に迷惑をかけているか心配になる。

### 医療

- ・病院に通うのが楽になるとよい。
- ・投薬での経過観察しか方法がない。
- ・線維筋痛症の治療費はかかるが補助してくれるものがない。
- ・クリニックが増えると良いなと思いました。

### 申請・相談

- ・ゆっくり話を聞いてもらえたらうれしい。
- ・ちょっとしたことの相談先がほしい（下痢、体の痛みの改善方法）。
- ・健康保険のことや年金と傷病手当金の兼ね合いなどの制度について相談できる場所がほしい（社会保険労務士さんへの相談etc）。
- ・今後夫と二人共が年金だけの生活になったときに入居できる市営住宅などの相談にのってほしい。
- ・窓口業務の営業時間について、週1回でよいので17：00～20：00に延長してほしい。
- ・自宅にいるときは独りなので、相談などができる人がいないこと。
- ・仕事をしながら、手帳の更新が難しい。
- ・子育てのサポートを相談したい。ショートステイ（日帰りも含め）など充実してほしい。
- ・子供の療育など、放課後デイの不足・送迎…主人は協力的でないため、頼れる場所が今後も欲しい。

### その他

- ・アパートのとなりの人の騒音がひどい。
- ・自分の時間を管理することなので特にない。
- ・ボランティアで子どもの悩みごと相談の無料講習を受けたい。
- ・もっと、おやこ食堂みたいな活動に参加したい。
- ・ヤングケアラーの講演会を朝霞で無料で開催してほしい。
- ・バスダイヤ、市営住宅の充実
- ・病気で体調が悪くて買い出しに行けないとき、食事が摂れないときがある。
- ・テレビが壊れてリサイクルセンターに持っていきたいが、家族にも頼れず困っている。
- ・特にありませんが、バスの便が少なくなったので非常に困ります。
- ・今の状況をより良くしていくこと。
- ・私が困ってるだけ、もう十分です。
- ・障害年金の申請がややこしい。手帳も持っているし、自立支援の制度も受けているが、初診の病院がすでになくなっており初診日不明で社労士もお手上げで申請できなかった。病名がわかった時点で申請できるようになるといいと思う。



精神障害のある方への対応に関するアンケート

(市内事業者用)

精神障害のある方への対応に関するアンケート (市内事業者用)

Q1. 貴事業所について教えてください。(複数選択可)

- 相談支援事業所
- 難聴入用支援
- グループホーム
- 生活ホーム
- 短期入所
- 高齢者介護事業所
- 同行看護事業所
- 居宅介護事業所
- 生活介護事業所
- 自立訓練(生活訓練)事業所
- 就労継続支援B型事業所
- 就労移行支援事業所
- 就労定着支援事業所
- 自立生活援助事業所
- 地域活動支援センター
- その他

Q2. 精神障害のある方の支援の中で日々悩むことはありますか？

- ある
- ない

選択解除

Q3. Q2で「ある」とお答えいただいた方にお伺いします。Q2の内容について、具体的に教えてください。

入力文字数: 0 / 1000

Q4. Q3でご記入いただいた悩みごとを解決するためのアイデアがあれば教えてください。

入力文字数: 0 / 1000

Q5. 困っていることを相談できる人はいますか。

- いる
- いない

選択解除

Q6. Q5で「いる」と回答いただいた方にお伺いします。日頃、誰に相談していますか。

Q7. 外部の人に相談したいと考えたことはありますか。

- ある
- ない

選択解除

Q8. Q7で「ある」と答えた方にお伺いします。誰に、どのようなことを相談したいですか。

入力文字数: 0 / 1000

Q9. 朝霞市の自立支援協議会で、どのような話し合いをしているかご存じですか。

- 知っている
- 知らない
- 知りたいが、どう聞いたらよいか分からない
- その他

選択解除

Q10. ご意見など、ご自由にご記入ください。

入力文字数：0 / 1000

Q11. 可能でしたら連絡先を教えてください。

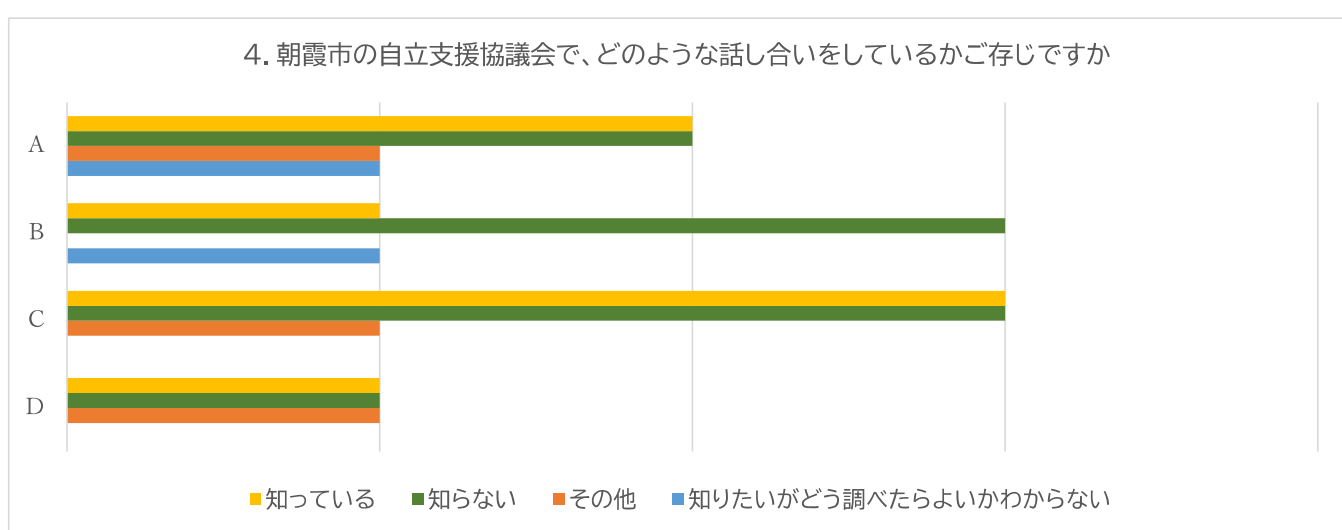
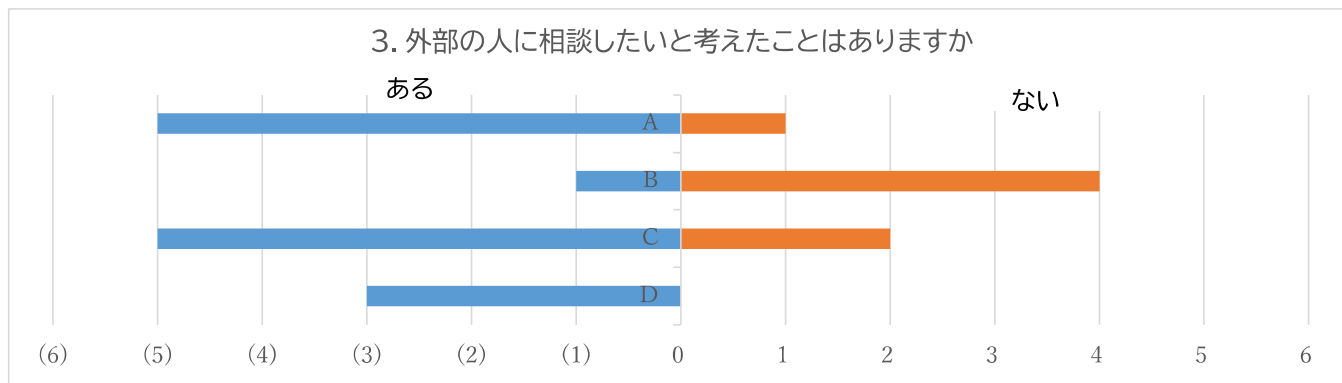
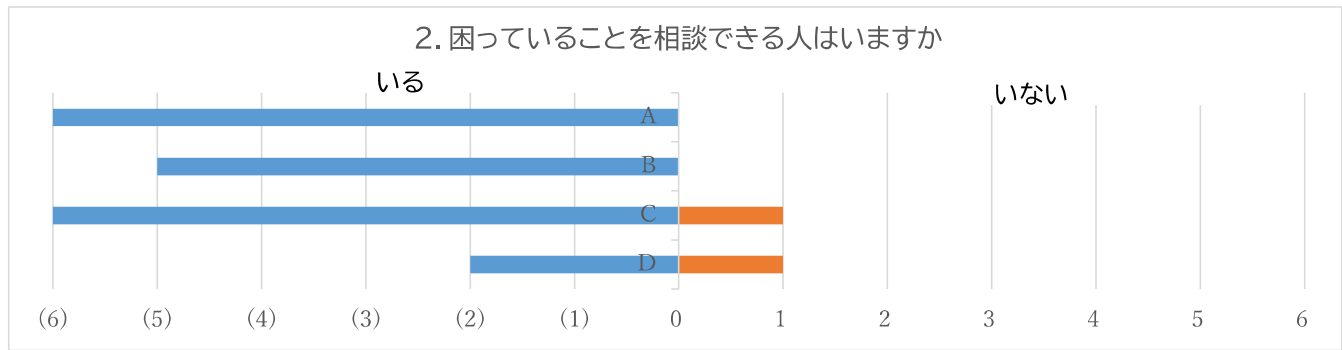
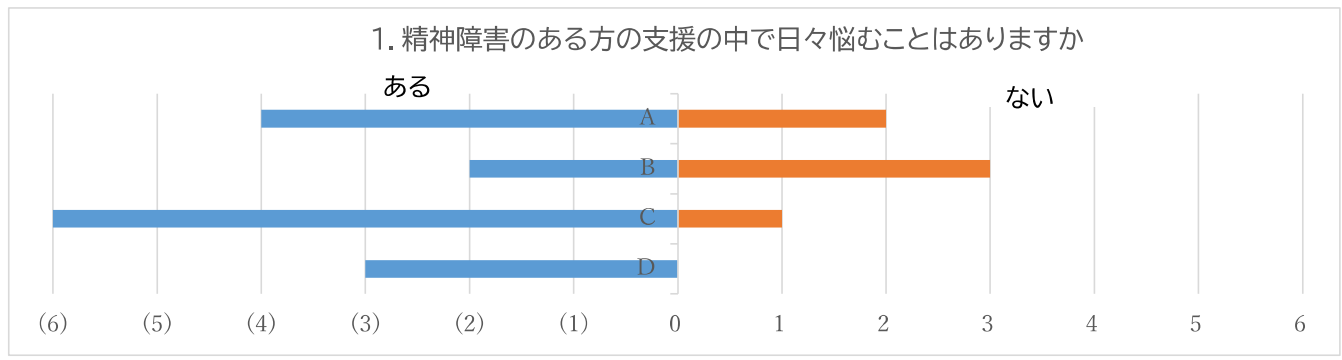
事業所名・氏名・連絡先など、可能でしたらご記入ください（資料として使用する場合があります。非公開です）。

閉じる

【操作に関するお問い合わせ先（コールセンター）】  
TEL：0120-464-119  
（平日 9：00～17：00 年末年始除く）  
FAX：06-6733-7307  
E-mail：help@shinsei-saitama@s-kantian.com

【各手続き等の内容に関するお問い合わせ先】  
直接各手続きの担当課にお問い合わせください。

精神障害のある方への対応に関するアンケート(市内事業者用)集計表①



A…生活介護事業所・自立訓練(生活訓練)事業所・就労継続支援 B 型事業所・就労移行支援事業所(6事業所)  
 B…同行援護事業所・訪問介護事業所・居宅介護事業所(5事業所)  
 C…相談支援事業所(7事業所)                      D…グループホーム・短期入所(3事業所)                      ※一部重複あり

精神障害のある方への対応に関するアンケート(市内事業者用)集計表②

No.	質問	生活介護事業所・自立訓練(生活訓練)事業所・就労継続支援B型事業所・就労移行支援事業所	同行援護事業所・訪問介護事業所・居宅介護事業所	相談支援事業所	グループホーム・短期入所
5	集計表①の1について、「ある」とお答えいただいた方にお伺いします。 内容を具体的に教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な障害特性、家族背景などを踏まえた支援の必要性、次のステップを視野に踏まえ支援を考えていくこと。</li> <li>・精神障害のある利用者の気持ちの波により、他の利用者への影響がある(知的障害のある利用者は精神障害の特性の理解が難しい)。</li> <li>・体調不良で長期に休む利用者について、訪問もできず電話連絡のみとなっている。他機関との連携も難しい状態の利用者の支援について。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の体調によって、サービスが進まなくなることへの対応。</li> <li>・時間外に連絡をしてもらうことへの対応(説明しても繰り返される)。</li> <li>・当日キャンセルが多いこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労、家族関係、人間関係、将来の不安、主治医との関係、金銭管理など。</li> <li>・精神疾患の保護者への育児支援。</li> <li>・説明を全く聞き入れず、支援につながらない人への対応(「何もやってくれない」と言われてしまう。)</li> <li>・高圧的な人への対応</li> <li>・全く支援を受け入れてくれない人への対応</li> <li>・パーソナリティ障害の対応</li> <li>・高次脳機能障害の本人や家族への対応</li> <li>・生活不安や今後の暮らしについての訴えが続いている。</li> <li>・資源はあるが、自力通所が困難である場合の対応</li> <li>・本人のニーズ通りの資源がない。</li> <li>・施設内以外に支援の相談をする場所がない。</li> <li>・24時間・365日の対応を求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が不穏になった時の(本人にとって良い)対応</li> <li>・精神障害と診断されていないが、嘘や被害妄想があり、利用者の本意が汲み取れず、希望に沿えなかった場合は他書、パニックになってしまうため対応が困難になる。事業所として対応が困難な場合、差別になるのかと悩む。</li> <li>・知的障害の方が対象の事業所ですが、同時に精神障害を抱えている方もいます。対応する上でどちらの障害特性が出ているのかわからず、的確な支援が出来ているかわからなくなる。</li> </ul>
6	集計表①の1でご記入いただいた悩みごとを解決するためのアイデアがあれば教えてください。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が納得するよう説明している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者との連携、継続した支援など</li> <li>・通院以外に話す場所を作るために、産業カウンセラーの配置があるといい。</li> <li>・地域の中で、オンラインで相談できる場所があると利用しやすい。</li> <li>・担当者だけで対応せずに、複数の職員と共有して対応する。</li> <li>・関係機関を巻き込んで対応する。</li> <li>・デイケア・ヘルパー・訪問看護等の支援に繋げており、1人で過ごす時間を減らしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・よく話を聞く。</li> </ul>
7	集計表①の2で「いる」と回答いただいた方にお伺いします。 日頃、誰に相談していますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループスーパービジョンでのスーパーバイザ</li> <li>・事業所管理者</li> <li>・事業所内検討会</li> <li>・他事業所</li> <li>・看護職員</li> <li>・協力医療機関の精神科の担当医</li> <li>・病院</li> <li>・療育施設</li> <li>・学校</li> <li>・保育園</li> <li>・幼稚園</li> <li>・こども未来課</li> <li>・障害福祉課</li> <li>・児童相談所</li> <li>・事業所の職員</li> <li>・相談支援専門員</li> <li>・精神科嘱託医</li> <li>・利用者の家族</li> <li>・同僚</li> <li>・経験の多い職員</li> <li>・コンサルタント</li> </ul>			
8	集計表①の3で「ある」と答えた方にお伺いします。誰に、どのようなことを相談したいですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所をサポートする支援事業所に困難事例のヒントを相談したい。</li> <li>・精神障害の方々と長きにわたり向かい合った専門知識をもった方にアドバイスをいただきたい。</li> <li>・医療機関(医師、心理士等)に、パーソナリティ障害の人への対応・高次脳機能障害のある人への対応を相談したい。</li> <li>・発達障害と精神障害が混ざり合っている人への対応</li> <li>・障害者相談支援センター、保健所</li> <li>・近隣の相談員、会社の上司</li> <li>・市内相談支援事業所、事業所支援機関にケースの個別支援方法を相談したい。</li> <li>・精神科医・心理士に精神疾患からの本人状況の把握について</li> <li>・なかなか外部との関係機関と繋がれない方をどのようにしたら繋がられ、外部との接触ができるようになるかアドバイスをいただきたい。</li> <li>・困った時は、担当相談員へ連絡している。</li> <li>・医療関係者に、声のかけ方や言ってはいけないワードなどを相談したい。</li> </ul>			
9	その他ご意見など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援協議会、プラン等があるが、制度や地域の動き等の話し合いではなく、現場主体の協議する場がほしい。事業所の困難ケースや支援方法等を中心とした共有する場。サービス管理責任者が集まれる場でも良い。</li> <li>・サービス管理責任者の実践研修を受講時に、自立支援協議会に関わるように促されたため、会議を見学したい。</li> <li>・自立支援協議会について、委員だけではなくもっと広く巻き込んだ運営してほしい。委員についても、市民から公募したり、もっと地域に根ざした協議会にしてほしい。</li> <li>・精神分野ではなくても関わってくることもあるので、ここで調べたり聞いたりすればよい、というようなサイトがあると良い。</li> </ul>			

# 朝霞市の各種相談窓口

※ 日時等は変更される場合がありますので、ご利用の際は問い合わせ先へご確認ください。



## くらしの中での相談

特に記載のないものは祝日、年末年始はお休みです。

名称	相談内容	日時	場所	相談員	問い合わせ先
消費生活相談	契約トラブル、悪質商法、多重債務など	毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	消費生活センター (市役所別館4階)	消費生活相談員	消費生活センター (地域づくり支援課内) ☎463-1111 (内線)2256
法律相談 【予約制】	相続、離婚、多重債務などの法的なこと ※企業、法人などを除く個人の相談に限る	毎週水・金曜日 《1組30分》 午前10時～正午 午後1時～3時	法律相談室 (市役所別館4階)	弁護士	地域づくり支援課 ☎463-2648
行政相談	市政に対する意見や要望、苦情など	毎月第2・4月曜日 午後1時～4時	市民相談室 (市役所1階)	行政相談員	
人権相談	不当な扱いや対人関係などの人権問題に関すること	毎月第1月曜日 (祝日の場合は翌週の月曜日) 午後1時～4時	市民相談室 (市役所1階)	人権擁護委員	人権庶務課 ☎463-1738
女性総合相談	親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題など	毎週木曜日 午前10時～午後4時 ※祝日も実施しています (年末年始を除く)	それいゆぶらざ 女性センター (中央公民館内)	女性総合相談員	それいゆぶらざ (女性センター) ☎463-2697
D V 相談	配偶者やパートナー、恋人など、親密な関係にある(あった)者同士の間で振るわれる暴力に関すること	毎週火～日曜日 午前9時～午後5時 ※祝日も実施しています (年末年始を除く) 【専門の相談員による相談】 毎週火・水・金・土曜日 午前10時～午後4時 ※祝日も実施しています (年末年始を除く)	それいゆぶらざ 女性センター (中央公民館内)	それいゆぶらざ (女性センター) 職員 DV専門相談員	それいゆぶらざ (女性センター) ☎463-0356
年金相談 【予約制】	・年金加入記録の確認やねんきん定期便の見方 ・老齢年金の請求 ・仕事をしながらの年金受給 ・遺族年金について ・障害年金の請求 など	毎月第2・4木曜日 午後1時～5時	市民相談室 (市役所1階)	社会保険労務士	保険年金課 ☎463-1264
外国人生活相談 【ウクライナ語のみ予約制】	12言語(英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、韓国語、朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、ロシア語、ウクライナ語)とやさしい日本語での電話による生活相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	外国人総合相談センター埼玉 (埼玉県浦和合同庁舎3階)	外国人生活相談員	外国人総合相談センター埼玉 Tel:048-833-3296 Fax:048-833-3600 Email:sodan@sia1.jp
犯罪被害者等支援に関する相談	犯罪被害に遭われた方やそのご家族の困りごとや不安、疑問等に関する相談	随時 午前9時～午後4時 ※来庁前に電話でご連絡ください	市役所 (相談日決定後、詳細をご連絡します)	危機管理室職員	危機管理室 ☎463-1788
ひとり親家庭等相談 【予約制 注1】	ひとり親家庭等の方の生活一般、就業、養育費や経済的支援に係る相談	毎週月～金曜日 午後5時～9時 毎週土日祝日 午前8時30分～午後9時 (年末年始を除く)	電話・メール ・ビデオ通話 (ZOOM)	外部委託相談員	子ども未来課 ☎463-2834 市ホームページ 「ひとり親家庭等相談」

## 税金に関する相談

名称	相談内容	日時	場所	相談員	問い合わせ先
税務相談 【予約制】	納税および申告手続など、税務全般について	毎月第3月曜日 (祝日の場合は翌日) 午後1時～4時30分	市民相談室 (市役所1階)	関東信越税理士会 朝霞支部所属税理士	課税課 ☎463-2851
税務相談 (税理士会) 【予約制】	納税および申告手続など、税務全般について	毎週水曜日 午後1時30分～4時	関東信越税理士会 朝霞支部事務局 (幸町1-3-6 石川ビル2階)	関東信越税理士会 朝霞支部所属税理士	関東信越税理士会 朝霞支部事務局 ☎465-0025
休日納税相談	・市税を納期限内に納税できない方を対象とした納付方法の相談について ・市税の納付	毎月第1・3日曜日 (5～7月は第4も実施) 午前8時30分～正午 ※1月・8月の第1日曜日を除く	収納課 (市役所2階)	収納課職員	収納課 ☎463-2023



## 健康・福祉に関する相談

特に記載のないものは祝日、年末年始はお休みです。

名 称	相談内容	日 時	場 所	相談員	問い合わせ先
健康相談・各種相談	心身の健康・各種健(検)診後の相談 こどもの心身の発育発達や育児に関する相談等	毎週月～金曜日 午前8時30分 ～午後5時15分	保健センター	保健師 管理栄養士	健康づくり課 ☎465-8611
栄養相談	食生活・栄養について	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	保健センター	管理栄養士	
こころの健康相談【予約制】	精神面の健康に心配のある方や認知症を含む精神障害のある方、およびその家族	毎月1回 ※日程は広報あさか・市ホームページでお知らせします	保健センター	精神科医師・ 精神保健福祉士	
妊娠・出産の相談	赤ちゃんが生まれる前から妊娠や出産、育児に関するさまざまな疑問や不安や心配事などの相談	毎週月～金曜日 第2土曜日・第4日曜日 午前8時30分 ～午後5時15分	子育て世代包括支援センター (保健センター内)	助産師・保健師	子育て世代包括支援センター (保健センター内) ☎451-0155
福祉の総合相談(生活困窮者自立支援相談)	福祉に関する相談、生活や経済面に関する相談	毎週月～金曜日 午前8時30分 ～午後5時15分	福祉相談課 (市役所1階)	福祉相談支援員	福祉相談課 ☎423-5082
福祉についての相談	日常生活上の相談や生活困窮に関する困りごとについて	毎週月～金曜日 午前8時30分 ～午後5時15分	総合相談支援係 (はあとびあ3階)	社会福祉協議会 職員	社会福祉協議会 地域福祉推進課 ☎486-2478
家計に関する相談	家計の管理や多重債務等に関する相談	毎週水曜日 午前9時～午後5時	福祉相談課 (市役所1階)	家計改善支援員	福祉相談課 ☎423-5082
成年後見に関する相談	成年後見制度の説明や利用に関する相談	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	福祉相談課 (市役所1階)	福祉相談課職員	福祉相談課 ☎423-5082
生活保護相談	病気や失業などをはじめ生活が困窮する世帯に対する生活保護の相談	毎週月～金曜日 午前8時30分 ～午後5時15分	生活援護課 (市役所4階)	生活援護課職員	生活援護課 ☎463-1576 ☎463-1562 ☎423-0163
精神保健福祉相談【予約制】	精神の病気や福祉サービスなどについて	毎月原則第1・3木曜日 午後1時～5時15分 ※詳細はお問い合わせください	障害福祉課 (市役所1階)	精神保健福祉士	障害福祉課 ☎463-1598
障害者虐待についての相談	・虐待を受けている ・障害のある方への虐待を見たり聞いたりした ・障害のある方の介助の負担が重いことから虐待してしまうなどの相談	毎週月～金曜日 午前8時30分 ～午後5時15分  ※これ以外の時間および休日の障害者虐待通報は、市役所代表番号 ☎048-463-1111	障害者虐待防止センター (市役所1階 障害福祉課内)	障害福祉課職員	
障害者差別についての相談	障害を理由とする差別について	毎週月～金曜日 午前8時30分 ～午後5時15分	障害福祉課 (市役所1階)	障害福祉課職員	
障害のある方のための相談	障害福祉サービスの利用などの各種相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	はあとびあ障害者相談支援センター (はあとびあ3階)	相談支援専門員	はあとびあ障害者相談支援センター ☎486-2400
障害のある方のための就労支援相談【予約制】	障害のある方の就労や雇用について	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	はあとびあ障害者就労支援センター (はあとびあ3階)	就労支援員	はあとびあ障害者就労支援センター ☎486-2575



## 子どもに関する相談

特に記載のないものは祝日、年末年始はお休みです。

名称	相談内容	日時	場所	相談員	問い合わせ先
家庭児童相談	家庭における児童の養育について ・子育てで悩んでいる ・友達とうまく付き合えないなど	毎週月～金曜日 午前9時30分～午後5時	家庭児童相談室 (市役所2階)	家庭児童相談員	家庭児童相談室 ☎463-2231
児童についての相談	子どもの養育について ・子どもが虐待を受けているのではないか ・子どもの様子が気になるなど 助産施設、母子生活支援施設の利用について	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	子ども未来課 (市役所2階)	子ども未来課職員	子ども未来課 ☎463-0364
子どもの給付に関する相談	・保護者の経済的・自立に向けた給付 ・子どもの就学支度金・学習支援など	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	子ども未来課 (市役所2階)	子ども未来課職員	子ども未来課 ☎463-2834
子育て相談	乳幼児の育児について ・母乳はいつやめればいいのかも ・他の子より成長が遅いかも ・夜泣きが大変 ・引っ越してきたばかりで近所に知り合いがいらないなど	毎週月～土曜日 午前9時～午後5時	さくら子育て支援センター (さくら保育園内)	子育て支援センター職員	さくら子育て支援センター ☎469-7065 電話相談専用 ☎467-4152
		毎週月～木・土・日曜日 午前9時30分～午後5時30分	きたはら子育て支援センター (きたはら児童館内)		きたはら子育て支援センター ☎476-8686
朝霞市子ども相談室	・いじめや不登校など学校生活について ・子育てや家族関係など家庭生活について ・適応指導教室について	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時 ※事前にお電話ください	子ども相談室	教育相談員	子ども相談室 ☎471-8080 ☎487-1234 メール: a.kodomo@beach.ocn.ne.jp 教育指導課 ☎463-2884
子ども・ほっとそうだん	親や学校に相談できない悩みごと。 ※原則18歳未満の子どもとその保護者を対象	【専門相談員による相談】 電話相談 毎週水・金曜日 午前9時30分～午後4時30分 対面相談 毎週水・金曜日 午後1時～4時30分(予約制) 【随時】 手紙(ミニレター)・市ホームページのWebフォーム・人権庶務課職員による電話相談	人権庶務課 (市役所3階)	子ども人権相談員	子ども・ほっとそうだん ☎423-4120 人権庶務課 ☎463-1738



## 高齢者に関する相談

名称	相談内容	日時	場所	相談員	問い合わせ先	
高齢者総合相談	本人や家族、地域住民の方からの日常生活の困りごと、介護、医療、健康などのお悩みや支援に関すること	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時	お住まいの地域を担当する地域包括支援センター (市内6か所)	地域包括支援センター職員	①内間木苑 ②つつじの郷 ③モーニングパーク ④ひいらぎの里 ⑤朝光苑 ⑥あさか中央	
					①内間木苑 ☎458-2022 担当地域…大字上内間木、大字下内間木、宮戸、大字宮戸、朝志ヶ丘	④ひいらぎの里 ☎291-9111 担当地域…仲町、根岸台、大字根岸、大字台
					②つつじの郷 ☎472-1574 担当地域…東弁財、西弁財、三原、泉水	⑤朝光苑 ☎450-0855 担当地域…青葉台、栄町、幸町、膝折町1・2丁目、大字膝折、本町3丁目
					③モーニングパーク ☎0120-247355 担当地域…本町1・2丁目、溝沼1～5丁目、大字溝沼、膝折町3～5丁目	⑥あさか中央 ☎423-2761 担当地域…北原、西原、浜崎、大字浜崎、田島、大字田島、岡、大字岡、溝沼6・7丁目
高齢者健康相談	健康づくりや病気療養、そのほか健康上の心配ごとに関すること	毎月各1回 午前10時30分～11時30分 または 午後1時30分～2時30分 ※詳しい日程は各センターにお問い合わせください	浜崎老人福祉センター (奇数月に実施) 溝沼老人福祉センター (偶数月に実施)	看護師・栄養士	浜崎老人福祉センター ☎486-2476 溝沼老人福祉センター ☎464-5488	



©むさしのフロントあさが

## 仕事に関する相談

特に記載のないものは祝日、年末年始はお休みです。

名称	相談内容	日時	場所	相談員	問い合わせ先
内職相談	内職に興味がある方や希望する方への相談・あっせんについて ※内職の求人をしたい事業者からの相談も受付けています	毎週火・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談室 (市役所1階)	内職相談員	産業振興課 ☎463-1903
労働・社会保険相談	賃金・労働時間・解雇をはじめとした労働条件など労働全般について	毎月第3土曜日 午後1時～4時	産業文化センター	社会保険労務士	
起業家育成相談 【1週間前までに予約】	市内で起業を考えている方の開業全般、事業計画、資金繰り、マーケティング、創業後の経営課題などについて	随時 午前10時～午後7時 《1組2時間》 ※土・日曜日、祝日、産業文化センター休館日を除く	産業文化センター	中小企業診断士	
就職支援相談 【予約制】	就職希望者を対象とした就職に関する悩みについて ・面接試験に自信がない ・自分に向いている仕事かわからない ・履歴書・経歴書の添削など	毎月第2・4水曜日 《1組1時間》 午前10時～正午 午後1時～4時	〈第2水曜日〉 産業文化センター  〈第4水曜日〉 市民相談室 (市役所1階)	キャリアアドバイザー等	
金融よろず相談	事業を営んでいる方の運転資金、設備資金など経営・金融について	随時 午前9時～午後5時20分 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く	埼玉県信用保証協会川越支店	埼玉県信用保証協会職員	

## 不動産・住まいに関する相談

名称	相談内容	日時	場所	相談員	問い合わせ先
不動産無料相談 【予約制】	不動産に関する賃貸、売買、またはトラブル等について	毎月第2木曜日 (祝日の場合は第3木曜日) 午前10時～正午	市民相談室 (市役所1階)	不動産相談員	(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会 県南支部事務局 ☎468-1717
住宅建築相談 【予約制】	住宅の耐震工事やリフォーム、省エネ住宅等について	毎月第2水曜日 (1月は第3水曜日) 午後2時～4時	市民相談室 (市役所1階)	建築士	(一社) 埼玉県建築士事務所協会 県南支部事務局 ☎461-4507
分譲マンション管理相談 【予約制】	分譲マンションの管理や管理組合の運営について 滞納金、大規模修繕、長期修繕計画、工事、管理委託など	毎月第1水曜日 (1・5月は第2水曜日) 《定員3組、1組50分》 午後1時30分～4時20分 ※5月のみ午前9時～11時50分	市民相談室 (市役所1階)	マンション管理士	開発建築課 ☎423-3854
居住支援相談 【予約制】	住まい探しでのお困りごとについて	毎月第1木曜日 午後1時～4時 (1・5月は第3木曜日)	市民相談室 (市役所1階)	社会福祉士	
空き家のワンストップ 無料相談窓口 【予約制】	市内にある空き家の所有者または管理者の方々を対象にした空き家の管理・売買・修繕等についての相談	随時 午前10時から午後4時 ※水・土・日曜日、祝日、年末年始、お盆休みを除く	(公社)埼玉県宅地建物取引業協会 県南支部	空き家相談員	(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会 県南支部事務局 ☎468-1717
		随時 午前10時から午後4時 ※土・日曜日、祝日、年末年始、お盆休みを除く	(一社)埼玉県建築士事務所協会 県南支部		(一社) 埼玉県建築士事務所協会 県南支部事務局 ☎461-4507
		随時 午前9時から午後6時 ※土・日曜日、祝日、年末年始、お盆休みを除く	(一社)日本空家対策協議会		(一社) 日本空家対策協議会 ☎042-453-8000

発行：朝霞市地域づくり支援課



相談料  
無料

# 「精神保健福祉相談」

## を実施しております

このような問題でお困りではありませんか？  
精神保健福祉士がご相談をお受けしています。

精神的な病気  
ではないかと  
心配している

利用できる福祉  
サービスについて  
相談したい

精神的不安や  
悩みで、生活に  
支障がある

その他家庭や学校、  
職場等での悩みに  
ついて相談したい

**時間** ①PM1:15～ ②PM3:00～ ※予約制となっております

**場所** 障害福祉課 (市役所1階-12番窓口)

### 令和6年度実施予定日

4月	4、18日	8月	1、15日	12月	5、19日
5月	2、16日	9月	5、19日	1月	9、16日
6月	6、20日	10月	3、17日	2月	6、20日
7月	4、18日	11月	7、21日	3月	6、13日

※毎月隔週木曜日に実施予定です

まずは、お電話でご連絡ください(要予約)

※予定は変更になる可能性がございます

お申込み  
お問い合わせ

TEL

朝霞市 障害福祉課  
048-463-1598



相談内容は秘密厳守します。ご本人、ご家族などからの相談をお受けしております。

# 精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引制度のお知らせ

令和7(2025)年4月1日から、JRグループ等で精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引が始まります。

割引の概要は裏面のおりとなりとなりますが、各鉄道会社によって異なる場合がありますので、詳細は直接各鉄道会社ホームページ等をご確認ください。

## 1 対象となる方

精神障害者保健福祉手帳(旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第1種または第2種の記載のあるもの)をお持ちの方

第1種:精神障害者保健福祉手帳1級

第2種:精神障害者保健福祉手帳2級又は3級

## 2 精神障害者保健福祉手帳の第1種または第2種の記載について

朝霞市では、令和6年10月末以降、新規・更新・変更に係る手帳交付の際、窓口でスタンプを押印したものを交付していますが、現在お手持ちの手帳に以下のスタンプが押印されていない方は、同封のシールを「備考欄」に貼付してください。「備考欄」に貼付できない場合は、「住所欄」に貼付してください。なお、すでに押印がある場合は、シールは貼らずに破棄してください。今後令和7年4月以降に発行される手帳には、あらかじめ手帳に印字されたものが交付される予定です。

【スタンプの例】

旅客鉄道株式会社	第 1 種
旅客運賃減額	第 ② 種

## 3 注意事項

手帳にスタンプの押印等をした場合であっても、顔写真貼付がない場合は旅客運賃の割引が受けられない場合があります。

※JRグループは顔写真貼付のない手帳は運賃減額を適用しないとのことです。

#### 4 割引制度の概要(例:JR)

(1) 介護者の方と一緒にご利用になる場合

- ① 手帳をお持ちの方と介護者の方には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。
- ② 割引となる介護者の方は1名です。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障害者の方と介護の方	・普通乗車券・回数乗車券・普通急行券・定期乗車券(小児定期乗車券を除きます。)	5割
12歳未満の第2種精神障害者の方と介護者の方	・定期乗車券(小児定期乗車券を除きます。)	5割

(2)手帳をお持ちの方がおひとりご利用になる場合片道の営業キロが100キロを超える場合  
(片道の営業キロが100キロを超える場合に限りませう。)

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障害者の方・第2種精神障害者の方	・普通乗車券	5割

※精神障害者保健福祉手帳(旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載のあるもの)をお持ちでない場合、割引の乗車券類をお買い求めいただくことができません。また、列車をご利用の際にも必ず精神障害者保健福祉手帳をお持ちいただき、係員から提示を求められた場合はご提示ください。

<問い合わせ先>

朝霞市役所 障害福祉課 障害福祉係  
電話048-463-1598(直通)